

## K i d s ☆めるまが広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ひろしまこども夢財団（以下「財団」という。）のK i d s ☆めるまがで配信する広告（以下「広告」という。）の募集，その他必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 文字数 URL をつけない場合は250文字までとする。
- (2) 形式 漢字，ひらがな，カタカナは全角文字とする。英数字は半角文字とする。
- (3) URL 文字数が250文字を超える場合はURLを付すことができるものとする。  
ただし，URLのアドレスに必要な文字数も250文字に含めるものとする。

(広告に適さないもの)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、財団の品位を損なう恐れのないもので、かつ、県民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、K i d s ☆めるまがでの配信は行わない。

- (1) 法令に違反しているもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 人権侵害，差別又は名誉毀損となるもの又はその恐れがあるもの
- (8) 他人を誹謗し，中傷し，又は排斥しようとするもの
- (9) 投機心，射幸心をあおるもの又はその恐れがあるもの
- (10) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はその恐れがあるもの
- (11) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 子育て支援の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか，K i d s ☆めるまがで配信する広告として適当でないとして理事長が判断するもの

(広告料)

第4条 広告料は、理事長が別に定める。

(申込み及び広告の決定)

第5条 申込者は、別記様式第1号によるK i d s ☆めるまが広告申込書（以下「広告申込書」という。）を提出することにより、申し込むものとする。

2 財団は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告に必要な範囲内で資料の提出を求めることができる。

3 財団は、第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに審査をした上で、第3条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号により通知しなければならない。

(広告決定順序)

第6条 広告申込みに係る決定は、申込み順とする。

(広告の配信回数)

第7条 広告の配信回数は、1月につき、4回以内とする。ただし、同一申込者の場合は連続2回までとする。

2 広告の配信日は、財団と申込者の協議により定める。

(広告の募集等)

第8条 広告の募集は、広島県の子育てポータル「イクちゃんネット」その他財団の広報媒体を利用して行う。

2 前項の募集に応じ、掲載申込みのあった広告については、この要領に定めるところに従い、可否を決定するものとする。

(広告料の納付)

第9条 前条第2項の規定により広告決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、財団と協議し、双方で定めた期日までに広告料を支払わなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先ホームページの内容その他広告に関する内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載に関して、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けたKids☆めるまがへの広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿(原則的には画像データとする。以下同じ。)を自己の負担により作成し、財団が指定する期日までに財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の規定による広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先が、広告申込書に記載された内容と相違していないこと、第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認しなければならない。

3 財団は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でない認めるときは、広告主に対し、広告原稿又はリンク先の変更を求めるものとする。

4 広告原稿の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を別に定める。

(広告の掲載)

第12条 財団は、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当と認めるときは、第7条第2項による配信日に広告するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 財団は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき。

(2) 第11条第3項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(3) その他広告が不相当であると判断したとき。

2 財団は、前項の規定により広告を取り消したことにより、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、配信日の1週間前までに、財団に対し、広告等の変更を申し出て、財団の承認を得るものとする。

(広告の取りやめの申出)

第15条 広告主は、別記様式第3号によるKids☆めるまが広告とりやめ申出書の提出により、配信の1週間前までに財団への広告のとりやめを申し出ることができる。

2 財団は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、配信を中止するものとする。

(広告料の返還)

第16条 広告決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を配信することができなかったときは、広告主が既納していた場合、広告料を全額返還する。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、Kids☆めるまがの広告について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月12日以降に募集を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、公益財団法人ひろしまこども夢財団の設立の登記の日から施行する。

別記様式1号

平成 年 月 日

公益財団法人ひろしまこども夢財団理事長 様

住 所 〒

会社・団体名

代表者職氏名

担当者名

連絡先

### K i d s ☆めるまが広告申込書

次のとおり、貴財団のK i d s ☆めるまが会員への広告を依頼します。

1 配信希望月日

平成 年 月 日 ( )

2 広告内容

〔件名 (10文字以内)〕

〔本文 (250字以内)〕

〔URL〕

※その他チラシ・計画書等配信内容の参考にあるものがあれば添付してください。

別記様式2号

平成 年 月 日

様

公益財団法人ひろしまこども夢財団  
理事長 三好 久美子  
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕

K i d s ☆めるまが広告決定通知書

次のとおり、当財団のK i d s ☆めるまが会員へ広告します。

1 配信日時

平成 年 月 日 ( ) 時

2 広告内容

申請書（件名： ）に記載のとおり

別記様式3号

平成 年 月 日

公益財団法人ひろしまこども夢財団理事長 様

住 所 〒

会社・団体名

代表者職氏名

担当者名

連絡先

K i d s ☆めるまが広告とりやめ申出書

平成 年 月 日付けで申し込みました貴財団のK i d s ☆めるまが広告をとりやめたいので、申出します。